仙北市次世代ヘルスケアツーリズム海外プロモーション企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１ 業務概要

（１）委託業務名

仙北市次世代ヘルスケアツーリズム海外プロモーション企画運営業務委託

（２）業務の目的

本業務は、仙北市が進める観光・農業・スポーツ等の地域資源と「温泉×健康」の連携により生み出される健康増進及び海外向け観光客誘致の支援に繋がる業務である。平成２９年度、平成３０年度のヘルスケア推進事業のＰＲを行い、仙北市内における各温泉施設利用客の増加、仙北市における訪日外国人の健康増進に寄与し、インバウンド需要増加に伴う市内の総生産額や消費額、交流人口の増加、ひいてはヘルスケアを推進する仙北市のイメージ確立を目指すことを目的とする。

（３）業務の契約期間

契約締結日から令和２年１月２０日（月）まで

（４）業務の内容

別紙仕様書のとおり。

※仕様書は業務の想定仕様であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

（５）提案限度額

以下内訳の業務提案限度額を総額した３，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。ただし、内訳に示す業務ごとの限度額を順守した提案とすること。提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

【内訳】

ヘルスケアツーリズム海外プロモーション企画運営業務

限度額３，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

対象経費

区分	内容
１．人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
２．報償費	業務の遂行に必要な通訳、翻訳等に係る謝礼
３．旅費	業務従事者が事業を行うために必要な交通費
４．使用料	業務の遂行に必要な機材・設備類・音源使用等に係る使用料
５．委託費	業務実施に関して、必須となる連携及び協力企業に対する委託料
６．消耗品費	業務の遂行に必要な物品の購入に係る経費
７．印刷製本費	実績報告書及び資料印刷、販促物印刷に係る経費
８．通信運搬費	業務に直接関係する郵送物等の送料等
９．筆耕翻訳料	翻訳に係る経費
１０．一般管理費	１～８の計の１０％以内　※小数点以下を切り捨て （光熱水費等の他の用途と明確に区分できない経費）
１１.消費税及び地方消費税相当額	１～９の計の１０％　※小数点以下切り捨て

対象外経費の例

・備品購入（不動産、ＰＣ、自動車等車両など）及び修理費等に係る経費

・飲食、接待等に係る経費

・その他、受託業務との関連が認められない経費

２ 参加者の資格

（１）単独法人又は複数の連携及び協力法人を含めたコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（２）単独法人又はコンソーシアムは、次の要件を満たしていること。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ　仙北市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

エ　令和元年において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意思確認書の提出期限までに登録を行ってください。仙北市ホームページ＞行政情報＞入札・契約　各種様式等で案内しています。）

オ　コンソーシアムの構成員が単独法人、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

３　プロポーザルの日程（予定）

５月　８日（水）　実施要領発表・公募開始

５月２０日（月）　質問提出期限（正午まで）

５月２１日（火）　質問に対する回答をＨＰに公表（午後５時まで）

５月２４日（金）　プロポーザル参加意思表明（午後５時まで）

５月２８日（火）　提案書提出期限（正午まで）

６月　３日（月）　プレゼンテーション審査

６月　上旬　　審査結果の通知

４　質問及び回答

質問は、質問書（様式５）により受付け、回答を行う。

（１）提出期限

令和元年５月２０日（月）正午必着

（２）提出方法

ファクシミリ

（３）提出先

「１０　問合せ先」に同じ

（４）回答方法

令和元年５月２１日（火）午後５時までに、仙北市ＨＰにて公表する。

５　参加意思表明及び企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
①参加意向申出書（様式１）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、代表法人が作成すること	正本１部

書類名	内容	必要部数
②会社概要	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。 ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに作成すること。	６部
③業務実績調書（様式２）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、構成事業者ごとに作成すること。	６部
④コンソーシアム届出書兼委任状（様式３）	必要事項を記入。 ※コンソーシアムの場合は、作成すること。	正本１部 副本５部
⑤業務執行体制（様式４）	必要事項を記入。	６部
⑥企画提案書（任意様式）	※Ａ４版、片面印刷を原則とする。 ※割付印刷を可とするが、文字の大きさなど資料が見易いように配慮すること。	６部
⑦見積金額等（任意様式）	設計書の区分に基づき対象経費内訳を記載。	正本１部 副本５部

※　左上をクリップ留めし、持参又は郵送にて提出すること。なお、ＦＡＸや電子メールでの提出は受け付けない。

※　企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

（１）提出先、提出方法及び期限等

１）　提出先　「１０　問合せ先」に同じ

２）　提出期限　令和元年５月２８日（火）正午必着

６ 選定委員会の開催

本プロポーザルの実施及び選定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名　　称	ヘルスケア事業に係る業務委託候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の選定に関すること
委　　員	副市長、総務部長、観光商工部長、地方創生・総合戦略統括監

（１）プロポーザル開催日時

令和元年６月３日（月）午後１時３０分～（予定）

事業者毎の開始時刻等の詳細は、５月３０日（木）午後５時までにファクシミリで通知する。

（２）開催場所

仙北市役所　田沢湖庁舎　３階　第１会議室

（３）実施時間

１事業者につき３０分を予定。事業者から２０分で企画提案内容を説明した後、１０分の質疑応答を行う。

（４）プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

（５）説明者について

事業者側の参加人数は３名以内とすること。

７ 選定委員及び評価の方法

（１）選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点（満点）
事業実施能力	①業務遂行能力 ・適切な人員配置及び役割分担かつスケジュール等が的確か。	８０
	②本業務と同等規模の業務経験	４０
企画提案内容	①目的適合性 ・事業目的に合致した提案内容となっているか。	４０
	②提案内容の企画力及び実現性 ・当市のヘルスケアツーリズムに関する体験や食の提供等、取組が具体的であるか。 ・実施の手法は適格で合理的かつ具体的か。 ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。	２００
	③見積額の妥当性 ・企画提案内容と見積額を比較して、適切な見積額となっているか。 ・経費の積算内容に不備、不適当なものはないか。	４０
合　計		４００点

（２）評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。

（３）審査の結果は郵送にて通知する。

８ 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

９ その他

（１）企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

（２）失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア．企画提案書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。

イ．企画提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。

ウ．企画提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ．企画提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

オ．本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。

（３）企画提案書類の取扱い

ア．提出された企画提案書類は、プロポーザルの選定以外に無断で使用しないものとする。

イ．提出された企画提案書類は、他の者に知られることのないよう取り扱うものとする。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ．提出された企画提案書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製することがある。

エ．提出された企画提案書類は返却しない。

１０ 問合せ先

〒014-1298　秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市総務部　地方創生・総合戦略室（担当：明平、小澤）

電　話　0187-43-3315　　ﾌｧｸｼﾐﾘ　0187-43-1300

メール　sousei@city.semboku.akita.jp